

秩父市農業委員会 令和7年 第12回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和7年12月23日(火) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和7年12月23日(火) 午後2時50分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席	●	第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席	●	第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	欠席
					浅見 喜一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について（4件）

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について（5件）

議案第60号 農用地利用集積等促進計画の意見について（1件）

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	黒澤美紀子		主幹	小川英孝	書記
参与	浅賀照夫	書記	主任	平沼治貴	
主査	笠原信之				
主事	高野友陽				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和7年第12回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

5番 長谷川 玲 委員 及び 7番 豊田 恵男 委員 以上、お二人をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の 小川主幹 及び 浅賀参与 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1、農地改良等に係る届出書の受理についてですが、届出年月日や当事者の住所・氏名、土地の所在等は通知のとおりです。工事の理由は、本届出地は先月の第11回総会の3条許可申請地であり、●●●●●を設置するための農地改良となります。改良する面積は●●●㎡、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

続いて2、通知書の受理についてです。農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっております。地権者からの申し出による合意解約でございます。

番号1、番号3が農林公社と耕作者との間で、番号2、番号4から番号9までが所有者と農林公社との間での解約となります。合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりでございます

3、引き続き農業経営を行っている旨の証明書についてでございます。詳細は別紙のとおりでございます。この証明は、租税特別措置法 第70条の4第1項、第6項の規定の適用を受ける農地につきまして、農業経営を引き続き行っていることの証明となります。現地調査を実施し証明したものでございます。

12番 井原 愛子委員 12番井原です。番号1について説明させていただきます。

先日、事務局と田口推進員と現地を確認しました。現地を確認したところ、一部、畑として既に使われておまして、以前その宅地であったところはもう何も建っていない状態で、畑にするには少し耕運したりとかそういう事は必要かと思いますが、譲受人は目の前に住んでおりますので、あと耕運機等使用すれば問題なく畑として使用できるのかなと思います。皆様のご審議をお願いします。

3区 田口 徳行委員 3区の田口です。先日小川主幹、井原委員と申請地の現地確認をいたしました。申請地は、譲受人の自宅の前の市道を挟みましてすぐ前にあります。申請地は、譲受人の●●●なものでありまして、以前そこに譲受人の●●●の方のお家がありましたが、お亡くなりになりました。親族の方は外に出ちゃってたもんですから、数年前に壊されたと聞いています。

その後、譲受人が、申請地を譲り受けたいということになりました。実際には先ほどお話がありましたように、農地に家が建っていたということですけど、今ちょっとそう問題はないのかなど。あと、今一部を耕しまして、実際に●●●だとか、●●●を栽培されていました。申請者と●●●ですけども、今までも、年間を通じて農業従事を沢山されているようで、●●●の農地の手助けをしているということをお聞きしました。今後、●●●等も導入されるということでもありますので、時間をかけてですね、いい農地にされると思いますので、皆様方のご審議いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

8番 黒沢 昌治委員 8番黒沢です。番号2について意見を申し上げます。ただ今説明の通りでございます。譲渡人は高齢で相続人がいないため、また耕作及び管理ができない状況でございます。また譲受人はまだ若い人で、●●●●にあっても、田んぼを何枚か作っております。事務局長、私、富田典孝委員と、現地の確認に行きました。現地は耕運され、保全管理状況でした。私が見たところ問題がないかと思うんですが、ご審議の程どうぞよろしくお願いたします。

4区 富田 典孝委員 はい、4区推進員の富田です。今黒沢委員の言ったとおりですね、この●●●●は、基盤整備で綺麗にされたところなんですけど、ここ数年、耕作放棄地に近い状態が続いたもんですから、このように引き継いで、まだ●●●代ということですので、農業経験はそれなりにありますので、引き続いてやっていただくことは大変よろしいかと思います。よろしくお願いたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

10番 芦田 希美委員 10番芦田です。番号1についてちょっと質問があるんですけども、家のその後ろが黒っぽく見えるんですが、保全管理状態なんですか。

事務局(小川主幹) ええとですね、前面に道路がありまして、実際は全部更地になっているんですけど、その一部で、こちらの方でいくらか耕作をされてるっていう状況でした。この写真を見ると建物があるんですけど、昔の写真ですので、今は建物が無くて更地になっております。

10番 芦田 希美委員 ありがとうございます。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。番号1なんですが、その囲ってある面積と、今回の議案の●●●㎡が、その黄色で囲ってある面積なんですか。

事務局(小川主幹) 今回は囲ってある黄色い部分が●●●㎡となります。

7番 豊田 恵男委員 写真だと、随分広く見えるもんですから。

事務局(小川主幹) こちらが一般的な譲受人の家なんですけど、ちょっと地図を拡大過ぎたかもしれません。

7番 豊田 恵男委員 はい、ありがとうございます。

議長(横田 友会長) 他にございませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第57号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第58号上程 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（小川主幹） まず、番号1番について説明します。

申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●●●●、畑、1筆、●●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の西側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は、●●●●●●●●、●棟●●戸を計画しております。申請地の南側は市道に面し、周辺は生活環境が整い利便性が高いことから今回の計画を申請いたしました。資金計画等は整っております。

現地は、保全管理されておりました。

次に、番号2番について説明します。申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●、畑、1筆、●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●の東側約●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、道路用地です。昭和●●年ころから、道路の隅切りとして利用されてきており、始末書が添付されております。現地確認をしたところ、申請どおり道路用地となっております。

次に、番号3番について説明します。

申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 畑、1筆、●●㎡で、昭和●●年に承継により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●の交差点の北側●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、●●●です。以前より、●●●を●●、●●●●●●●●として利用されてきており、始末書が添付されております。

最後に、番号4番について説明します。

申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●、畑、1筆、●●㎡で、昭和●●年に承継により取得した土地です。

申請地は、●●●の東側●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、●●●です。以前より、●●●を●●、●が建っております。始末書が添付されております。なお、この申請については、次の議案56号5番の申請と関連しており、そちらでは入口部分の●●●●●●について申請されております。説明は以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1について意見申し上げます。概要については、先ほど事務局の説明の通りです。ちょっと2点ばかりなんですけれども、1点は、見てわかるように、ちょっと形が変な形になってるんですけど、そこだけ畑で残すという意味がちょっと自分にはわからない部分があったんですけども、それとです、隣接農地、あの矢印の上の方ですが、申請地の上の方なんですけど、その間に水路があるんですけど、先月の案件で出た場所なんですけど、そこを農地としてやると、事務局の方に確認したところ、水路があるので承諾書は特にいらんというように話をいただいたんですけども、その辺を皆さんの方でどういう判断をさせていただけるか。それとあともう一点です。そこまで至るところの道が市道なんですけど、非常に狭い所で、4mないような感じでずっと入ってこなければ、この奥まで来れないので、あんまり私の考えでは●●●●には不向きかなというような感じは受けました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

12番 井原 愛子委員 12番井原です。2番について説明します。概要は事務局の説明の通りになります。元々昭和●●年から道路の隅切り部分として使用されていたということで、なかなか

案内図をご覧ください。申請地は、●●●字●●●、●●●番●●●、●●●㎡で、●●●●●●●●南東側●●●m位に位置しております。

申請地は令和●年に相続により取得した土地になります。

本件は、隣接宅地の売却に伴い、隣接農地を庭として使用していたことについて、追認で農地転用を行い、是正をするものです。立地の基準につきましては、用途区域内であるため、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、宅地の敷地拡張です。すでに、売買契約は成立しており、隣接農地所有者の同意と、転用に関しての始末書の提出がございました。

申請事由ですが、相続により取得した宅地と一体利用をしていた申請地について、一括売却を計画したところ、農地であったことが発覚し、違法状態解消のため、追認で5条申請を行うものでございます。現地を確認したところ、隣接宅地の庭として使用されている状態でした。

最後に、番号4についてについて説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●字●●●、●●●番●●●、●●●㎡で、●●●●●●●●●●●●から南西側●●●m位に位置しております。

申請地は、平成●●年に相続により取得した土地になります。

この土地は、昭和●●年●●月に1度5条申請により●●●●番の●として、農転の許可が出ている土地になります。その後、令和●年度に分筆をし元番の●番は、令和●年度に新たに5条許可を取り所有権移転にて自己用住宅を建設しており、分筆した●●番について、今回新たな5条申請により所有権移転をし自己用住宅を計画している土地になります。

本件は、自己用住宅の建設用地及び位置指定道路の一部について、転用を計画をしております。

立地の基準につきましては、用途区域内であるため、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅及び位置指定道路の一部の転用です。資金計画は整っており、隣接農地所有者から、同意書の添付がございました。

申請事由ですが、現在借家に住んでおりますが、手狭になったことから住宅の建設を計画したところ、土地所有者と合意に至ったため、自己用住宅の建設をするため、本申請を提出したとの事でございます。この土地につきましては、昭和●●年の転用許可において、位置指定道路の分筆がなされていなかったり、申請地に隣接住宅の建設に伴う砂利等の混入等が確認できたため、経緯書と、始末書の提出がございました。

現地を確認したところ、砂利等が混入している土地でした。以上でございます。

事務局（小川主幹） 私からは、番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●、畑、2筆、●●●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●の東側●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、●●●で、一部は●●となっており、一部は●●が置かれており、始末書が添付されております。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番新井です。事務局のご案内の通り、1番から4番について事務局のご案内の通りでございます。いずれにしても、1番は駐車場ということで、●●と●●●●●●の角地で、少し入ったところですが、駐車場ということですね。2番につきましては住宅建設ということで、自分の●の農地の一部借りて住宅建設ということ。3番については●●●●の裏地になりますので、現地を見たんですが、農地があるということで、先日●●●●●の方から連絡がありまして、まずそこを是正しなくてはということで、是正をするために今回の申請を出していただくということになりました。4番につきましては、住宅建設ということで、私が一昨年現地確認した申請案件のその隣、黄色いところが、申請地で、住宅用地という事で、一部違法転用ということで始末書等添付されたということで、本申請で住宅を建設するという事でございます。皆様のご判断の程よろしくお願い申し上げます。

2番 青野 孝司員 2番青野です。番号5について申し上げます。概要は事務局からの説明の通りです。譲受人は、議案第58号の番号3と番号4をご審議いただいた案件と同一の●●●●です。申請理由ですが、当該農地に●●●●●●として●●●●を設けたいというものです。現地を確認したところ現地はすでに●●●●として使用されておりました。始末書が添付されており、昭和●●年からこの状態にあるということですので、やむを得ないと感じました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第59号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第60号上程 農用地利用集積等促進計画の意見について

議長（横田 友会長） 次に議案第60号 農用地利用集積等促進計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

黒澤事務局長 私からは番号1について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和7年11月4日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書の5ページをご覧ください。

申請地は、●●字●●、畑、1筆、●●●●㎡です。案内図をご覧ください。

申請地は ●●●●●●より北西約●●●m付近に位置しております。利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から5年間で、設定する権利は●●●となっており、作付計画では●●、●●●●●●を栽培する予定です。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人の経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。

現地を確認したところ、●●、●●●●●●、●●等が作付けされ、耕作状態となっております。

今回の計画の経緯でございますが、現在の契約期間がR●年度で終了するに伴い、今後も営農を継続したい希望があり、申請されました。説明は以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。この案件は確か5年前ぐらい、農業政策課から、有機農法をやりたい、土地を見つけてくれということで、私が●●●●さんところへ行って、承諾を得ました。今回の場合、そのまた更新になると思いますので、何の問題もない案件だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2区 関根 正男委員 2区の関根です。先日黒澤事務局長、豊田委員と現地確認をしたところ、

適正に作物が作られて、まあ年間を通して。よくあの辺は農地パトロールで通るんですけども、よく耕作された畑だと思います。何の問題もないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第60号について、市長からの申し出の通り決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

日程第7 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和7年第12回定例総会を閉会いたします。